

平成30年10月 生活保護基準の見直しに伴う 就学援助制度(準要保護者)に生じる影響への対応について

○文部科学省において、平成30年10月の生活保護基準の見直しに伴う平成31(令和元)年度における準要保護者に対する就学援助(※1)への影響について調査を実施。

※1 準要保護者への就学援助については、三位一体の改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、各市町村が単独で事業を行っている。

○その結果として、準要保護の認定にあたり、「生活保護基準見直しの影響が生じない(※2)」又は「生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合に、何らかの対応を行う予定(※3)」と回答したのは1,742市町村(98.6%)。

○一方、「生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるが、対応予定なし」と回答したのは24市町村(1.4%)。

(回答市町村数:1,766)

平成30年度における生活保護基準見直しに伴う影響及び対応 (令和元年7月調査)	市町村数	
①生活保護基準の見直しの影響が生じない(※2)	1,619 (91.6%)	} 1,742 (98.6%)
②生活保護基準見直しの影響が生じる可能性がある場合に、何らかの対応を行う予定(※3)	123 (7.0%)	
③生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるが、対応予定なし	24 (1.4%)	

※2 ①準要保護者の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いていないと回答した自治体、②準要保護者の認定にあたって、生活保護基準を参照して判定する基準を用いることとしている自治体のうち、平成30年10月の見直し後の生活保護基準を、平成30年10月以降、今年度の準要保護の認定基準として反映させないと回答した市町村、③準要保護者がいない、生活保護基準見直しに伴う影響を受ける所得層の準要保護者がいないため、対応予定なしと回答した市町村。

※3 何らかの対応とは、見直し後の生活保護基準(平成30年10月の新基準)に基づく準要保護の認定基準で非認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準(平成30年9月以前の基準)に基づく準要保護の認定基準により再認定したり、生活保護基準に掛ける係数を、従来より高い倍率に引き上げて認定(生活保護基準の1.2倍だったものを1.3倍に引き上げるなど)する等の対応。